(二)　企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、避難指示の全てが解除された日等のうちいずれか遅い日が平成二六年四月一日以後である避難解除区域等につき、適用期間の末日をそのいずれか遅い日から七年（改正前五年）を経過する日とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一七条の二の二及び第二五条の二の二関係）

(三)　避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、避難指示が解除された日のうちいずれか遅い日が平成二六年四月一日以後である避難解除区域等につき、適用期間の末日をそのいずれか遅い日から七年（改正前五年）を経過する日とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二の二及び第二五条の二の三関係）

(四)　復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法の東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限る。）内に所在する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給する給与等の額につき、特別税額控除割合を引き上げる措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三、第一七条の三及び第二五条の三関係）

(五)　企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、避難指示の全てが解除された日等のうちいずれか遅い日が平成二六年四月一日以後である避難解除区域等につき、福島県知事の認定を受ける期間の末日をそのいずれか遅い日から七年（改正前三年）を経過する日とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三の二、第一七条の三の二及び第二五条の三の二関係）

(六)　避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、避難指示が解除された日のうちいずれか遅い日が平成二六年四月一日以後である避難解除区域等につき、福島県知事の確認を受ける期間の末日をそのいずれか遅い日から七年（改正前三年）を経過する日とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三の三、第一七条の三の三及び第二五条の三の三関係）

(七)　復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、中小企業者等に限り、復興産業集積区域（東日本大震災復興特別区域法の東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を含む市町村の区域に限る。）内において開発研究の用に供した開発研究用資産につき、償却割合を引き上げる措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の五、第一七条の五及び第二五条の五関係）

(八)　被災代替資産等の特別償却制度について、償却割合の上乗せ措置の対象となる中小企業者を中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の中小企業者とした上、その適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条、第一八条及び第二六条関係）

(九)　帰還環境整備推進法人（一定のものに限る。）に対し一定の避難解除区域等内にある土地等の譲渡をした場合において、その譲渡に係る土地等がその帰還環境整備推進法人が行う帰還環境整備事業計画に記載された適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための一定の事業の用に供されるものであるときは、土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）を適用することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の一〇及び第二六条の一〇関係）

3　資産課税

(一)　農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における特例適用農地等の買換え特例について、福島復興再生特別措置法に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された事業、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興整備計画に記載された事業その他一定の事業の用に供するために譲渡をした一定の市町村の避難解除区域等内に所在する特例適用農地等に係る代替農地等（一定の市町村の避難解除区域等内に所在するものに限る。）の取得期限は、当該特例適用農地等の所在する市町村内の避難指示区域に係る避難指示の全てが解除された日から五年（改正前譲渡があった日から一年）を経過する日とすることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二の二関係）

(二)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人のうち一定のものが、平成三一年四月一日から平成三四年三月三一日までの間に、同法に規定する帰還環境整備事業計画に記載された同法に規定する特定公益的施設若しくは特定公共施設のうち一定のものを整備する事業又は適正な形状、面積等を備えた一団の土地とするための一定の事業の用に供するために同法に規定する避難解除区域等内に所在する不動産を取得した場合における当該不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

(1)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　地上権等の設定登記等　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の一〇）

(三)　金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する変更後の経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の二関係）

4　消費課税

(一)　被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四五条関係）

(二)　被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を平成三三年三月三一日まで延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四六条関係）

一六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正関係

1　平成二八年一月一日前に特定口座又は非課税口座を開設した居住者等が、平成三一年一月一日以後最初に上場株式等の配当等の支払を受ける日等までに、当該特定口座又は非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に行うこととされている個人番号又は法人番号の告知について、次の措置を講ずることとした。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第八条関係）

(一)　告知期限を三年延長する。

(二)　金融商品取引業者等の営業所の長が番号未告知者の個人番号を振替機関から提供を受けて確認した場合には、当該番号未告知者から当該金融商品取引業者等の営業所の長に個人番号の告知があったものとみなし、当該番号未告知者は当該金融商品取引業者等の営業所の長の告知事項の確認を受けたものとみなす。